みんなでつくろう！
差別のない明るい岩美町を

差別のない人権尊重のまちづくりを推進するため
「あらゆる差別の解消及び人権擁護に関する条例」
が制定されました

岩美町は、「差別のない明るい町づくり」に向け、町全体で一人一人の人権意識と行動力の向上を目標にまちづくりに取り組んでいます。

インターネットやSNSの普及などにより、多くの人権問題が複雑化・多様化している状況にあり、ネット上では差別的な書き込みや誹謗中傷が後を絶ちません。
また、子どもや高齢者に対する虐待なども深刻な課題であり、様々な課題解決に向けて取り組んでいく必要があります。
岩美町では、差別のない明るい町づくりを一層推進します。

※「岩美町あらゆる差別をなくする条例」は本条例制定に伴い廃止となりました。

わたしたちは・・・

お互いの人権が尊重される差別のない明るい岩美町をつくるため絶対差別行為をしません。

＜こんな差別行為 はゼッタイにダメ！＞

- 誹謗中傷や著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動
- いじめ又は虐待
- プライバシーの侵害
- 不当な差別的扱いなど

岩美町・岩美町教育委員会　岩美町人権教育推進協議会

岩美町あらゆる差別の解消及び人権擁護に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条　この条例は、部落差別をはじめとするあらゆる差別が個々の人間の尊厳を侵すものであり、かつ、全ての国民が法の下に平等であって、基本的人権の享有を妨げられないことを定める日本国憲法の理念から社会的にその存在を許されないものであることに鑑み、差別及びインターネット上における人権侵害等の問題を解消するための町及び町民の責務を明らかにするとともに、町の施策の基本となる事項を定めることによって、差別のない明るい町づくりの実現に寄与する事を目的とする。

（町民の責務）

第3条　町民は、相互に基本的人権を尊重し、、自ら差別及び差別を助長する行為（いずれもインターネットを通じて行う行為を含む）を行ってはならない。

２　町民は、町が行う人権擁護に関する施策に積極的に参加する等自ら人権意識の向上を図るよう努めるものとする。

（施策の総合的かつ計画的推進）

第4条　町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別を解消するため生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上、人権擁護等の施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

（実態調査）

第5条　町は、前条の施策の推進に反映させるため、必要に応じて、実態調査等を行うものとする。

（審議会）

第8条　町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消をめざすため、その必要な施策に関して重要事項を調査審議する機関として、、「岩美町あらゆる差別の解消及び人権擁護に関する審議会」（以下「審議会」という。）を置く。

人権、差別と聞くと「なんか難しいなあ・・・。とか、自分には関係ない」など、時にこのような声が聞こえてきます。すべての人が明るく幸せに生きていく上ですべての人に与えられた権利がこのような心無い言動によって奪われてしまいます。決してひとごととせず、自分の事として考えてみましょう。

＜問い合わせ先＞

岩美町教育委員会事務局（電話：73－1302）

岩美町・岩美町教育委員会　岩美町人権教育推進協議会